

グリーン購入法〈文具類〉の手引

（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」より引用）

（第 1 8 版）

令和 3 年 2 月 発行

一般社団法人 全日本文具協会

目 次

はじめに	1
1. 文具類の判断の基準 （「環境物品等の調達に関する基本方針」より引用）	2
2. 文具類特定調達品目の解釈と具体例	6
3. ファイル・バインダーの様式と名称	10
4. 参 考 （印刷用紙の判断の基準・古紙及び古紙パルプ配合率）	13

グリーン購入法＜文具類＞の手引

一般社団法人 全日本文具協会

はじめに

循環型社会形成推進基本法の一つとして、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）は、平成13年4月に施行されてから19年目を迎えようとしています。同法律に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」（以下、基本方針という）には、調達の推進の基本的方向・重要事項の他に、「国等が重点的に調達すべき物品及び役務の種類」（特定調達品目）並びにその「判断の基準」が定められました。文具類については、初年度に特定調達品目48品目が定められ、その後、年ごとに品目の追加・整理が行われ、現在は83品目にまで拡大されました。

文具類は身近で使用し慣れ親しんでいる物品ですが、品目名だけではその定義・範囲について判断が難しい品目もあり、同法律の施行当初より、国等の物品調達担当者及び文具類の製造・販売企業等から環境省及び当協会に対して、特定調達品目の定義・範囲について数多くの問い合わせが寄せられました。

これを受けて、当協会は、特定調達物品の調達の推進と一層の普及を図ることを目的として、国・地方等の物品調達担当者が実際の調達の指針としていただくための「文具類の手引」を作成することを決め、平成15年2月に第1版を発行いたしました。以降、基本方針や判断の基準、あるいは品目の解釈等の見直しが行われる毎に版を重ねて発行してまいりました。

このたび、文具類の判断の基準が一部改定（「表記ゆれ」の修正）されたことに伴い、第18版を発行することになりました。令和3年度における文具類のグリーン調達に当たっては、この手引をご活用下さるようお願いいたします。

「文具類特定調達品目の解釈と具体例」の構成は、次のようになっています。

1. 特定調達品目名

基本方針に定める文具類特定調達品目

2. 品目の解釈・定義（機能・用途・形態等）

それぞれの特定調達品目の機能・用途・形態等による解釈・定義を表わします。日本産業規格等の公的規格が存在するものはそれらを参考としています。

3. 特定調達品目となる範囲又は製品例

2.の解釈・定義により対象に含まれる範囲又は製品の一般的な種類等を記載しています。空欄となっている品目は、解釈・定義により歴然と理解でき調達に当たって迷う恐れのないものです。ただし、「ファイル」及び「バインダー」については品目の解釈・定義だけでは理解が困難なため、日本ファイル・バインダー協会の協力のもと同協会発行の「ファイル・バインダーのしおり／種類と規格 VOL.10」からイラストを引用しています。

4. 特定調達品目とならない範囲又は製品例

2.の解釈・定義により対象に含まれない範囲、又は類似していて判断に迷うが対象に含まれない製品の一般的な種類等を記載しています。

本手引において、「ファイル」及び「バインダー」以外の品目については、文言のみによる説明となっています。また、本手引は、個々の品目の商品情報を提供するものではなく、特定調達品目の範囲を示すガイドラインとなっていますので、実際の調達に当たっては第三者機関や企業が提供する環境物品を選ぶための情報源を活用していただくをお願いします。

（注）「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」につきましては、環境省の資料をご参照下さい。

1. 文具類の品目及び判断の基準等（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」より引用）

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40％以上使用されていること又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20％以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。ア.紙の原料は古紙パルプ配合率50％以上であること。イ.紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材、小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 注)文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】○残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔判断の基準は容器に適用〕
ボールペン	【判断の基準】●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】○消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70％以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35％以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】○インク又は液が補充できること。
朱肉	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70％以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35％以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】○インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】○液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕
ステープラー(汎用型)	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70％以上使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー(汎用型以外)	【配慮事項】○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ(本体)	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70％以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35％以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具(テープ)	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70％以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35％以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】○消耗品が交換できること。
事務用修正具(液状)	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】●テープ基材については古紙パルプ配合率40％以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。

粘着テープ(布粘着)	【判断の基準】●テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	【配慮事項】○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削(手動)	【配慮事項】○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー(ウェットタイプ)	【判断の基準】〔判断の基準は容器に適用〕 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】○内容物が補充できること。
OAクリーナー(液タイプ)	〔判断の基準は容器に適用〕【配慮事項】○内容物が補充できること。
ダストブロワー	【判断の基準】 ●フロン類が使用されていないこと。 ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
レターケース	
メディアケース	【判断の基準】●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	
OAフィルター(枠あり)	【判断の基準】●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHPフィルム	【判断の基準】●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
絵筆	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり(液状) (補充用を含む)	〔判断の基準は容器に適用〕 【配慮事項】○内容物が補充できること。
のり(澱粉のり) (補充用を含む)	
のり(固形) (補充用を含む)	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕
のり(テープ)	【配慮事項】○消耗品が交換できること。

ファイル	【判断の基準】●金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 【配慮事項】○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【判断の基準】●金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム (台紙を含む)	
つづりひも	【判断の基準】●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
カードケース	
事務用封筒(紙製)	【判断の基準】●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
窓付き封筒(紙製)	【判断の基準】●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙	【判断の基準】●古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/m²以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ●塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	【配慮事項】○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	【判断の基準】●金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	【配慮事項】○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
ごみ箱	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	【判断の基準】●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機(手動)	
名札(机上用)	
名札(衣服取付型・首下げ型)	
鍵かけ(フックを含む)	
チョーク	【判断の基準】●再生材料が10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	【判断の基準】●再生材料が70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】●金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036の2に規定するステープラーつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、環境物品等の調達の推進に関する基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による(本手引の13ページ参照。)。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 10 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウェイ)は、当該部分(インキ等)のみを当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 11 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 12 ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。
判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン(HF01234Ze)等。
- 13 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律64号)第2条第2項の指定商品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」はCD、DVD及びBD用とする。
- 15 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「2. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
- 16 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

2. 文具類特定調達品目の解釈と具体例

特定調達品目名	品目の解釈(機能・用途・形態等)	特定調達品目となる範囲	特定調達品目とならない範囲
		製品例	製品例
シャープペンシル	筆記・製図等のために芯を保持し繰り出す、手持ちの筆記具。	ハック式(ホルダー式含む)・回転式のシャープペンシル 複合筆記具(シャープペンシル＋他の筆記具等)は対象。	
シャープペンシル替芯	シャープペンシルに用いる替芯 [判断の基準は容器に適用]。	0.2、0.3、0.4、0.5、0.7、0.9、1.2、1.3、2.0等の直径の芯 色芯も含む。	
ボールペン	筆記先端の回転可能なボールによって、インキを供給する方式のペン。	油性ボールペン・水性ボールペン・ゲルインキボールペン (多色ボールペンを含む)、複合筆記具(ボールペン＋他の筆記具 等)は対象。	レフィル(リフィール、リフィル、中芯と表示される場合があります)。 芯が交換できない使い切りタイプのもの。
マーキングペン	プラスチック製、ガラス製又は金属製容器の中にインキを含ませた吸収体あるいは、直 接インキを入れ、これらに繊維製又はプラスチック製ペン等を取り付けたもの。	油性マーカー・水性マーカー、蛍光ペン、ホワイトボードマーカー、ペ イントマーカー、名前書き用マーカー、筆ペン、サインペン、OHPマー カー。	インキカートリッジ、つめ替え用インキボトル、ペン芯。
鉛筆	木質等の軸の中に鉛筆用芯又は色芯を固定し、描くときに加わる力に耐えることのでき る手で保持して描く筆記具。	鉛筆、色鉛筆(紙巻軸・プラスチック製軸を含む)。	芯だけの鉛筆、芯だけの色鉛筆。
スタンプ台	蓋を有する容器に収納したスタンプ用インキを含ませた吸収体により、ゴム印・木口印等 へインキを転写する用具。		補充インキ。
朱肉	蓋を有する容器に収納した朱油・朱液等を含む吸収体により、または朱肉により、印鑑 へ朱等を転写する用具。		ブラシ、スポンジ、印鑑皿等と複合されたもの(印章セットに該当) 補充用朱油・朱液。
印章セット	①朱油、朱液等を吸収体に含ませた朱肉、印鑑を置く印鑑皿、印面を清掃するブラシ・ スポンジ等が一つの蓋付きの容器に備わっている用具 ②印鑑を挿入した軸に朱肉皿 が装着され、捺印の度に印面に自動的に朱油、朱液等が転写される用具 ③その他の 朱肉付印鑑ケース。		朱肉皿、ブラシ・スポンジ入れ、印鑑皿等が付いている引出し用のト レー(トレーに該当)。 補充用朱油、朱液、印箱。
印箱	印鑑、スタンプ類、スタンプ台などの用品を複数まとめて保管するための収納ケース。	印箱(印章や朱肉などがあらかじめセットされていないもの)。	印章や朱肉などがあらかじめセットされているものは印章セットとす る。
公印	公文書に使用する省庁印及び職印等。	各公印規程に定められている印鑑(朱肉を使用し、押印するもの)。	公印規程に定められている印鑑のうち、朱肉を使用せずに押印する 印鑑(浸透印・電子印等)。
ゴム印	スタンプ台等を使用し印面にインキを付着させて、または本体に内蔵したインキを印面に 浸透させて使用する印面がゴム等で構成される印判。	浸透印、連結式を含む。	石・骨・木・プラスチック等の木口部がそのまま印面になっている印 鑑。
回転ゴム印	帯状のゴム印をフレームに懸架し、帯を回転させることにより印字部を選択し、あるいは 帯を数本組み合わせて日付等を形成し、使用する捺印具。マスター印(日付の周囲の「受 付」等固定の印)を持つ形式を含む。	回転日付印(デート印)、回転数字印、マスター印、 回転科目印、インキ浸透タイプの回転ゴム印。	ナンバリング・チェックライター等ドラム状(形状が変わらない)の印字 体を持つ製品。
定規	直線及び曲線を引く用具、又は長さ、角度を測定する用具。	直定規、三角定規、分度器、三角スケール、曲線や図形等を描くた めの定規。	製図機、製図台、コンパス。
トレー	机上または机の引き出しの中を整理・分類するための商品。形状としては平面に近く、 書類を管理する場合は平置きする。	書類用・小物用・ペン用・硬貨用(カルトン)。 書類用で複数が重なっている(重ねられる)もの、決裁箱。	書類を立てて管理するもの。 硬貨をカウントするための容器。
消しゴム	鉛筆及びシャープペンシルで描画されたものを消すために用いるプラスチック字消し、及 び天然ゴムでできた消しゴム[判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用]。	ペン型繰り出し式消しゴムを含む。	保管を目的としたケースに収納された消しゴム(練り消しゴム、シャ ープペンシル等替え消しゴム等)、電動字消し器。
ステープラー(汎用型)	コの字型の針を紙等に打ち込んで紙同士をとじ合わせる道具。	No.10の針を使用するハンディタイプのもの。	タッカー、電動タイプ、大型ステープラー、付加機能(フラットタイプ・ 軽とじタイプ・針収納タイプ・中とじタイプ等)を付したNo.10の針を使用 するもの。
ステープラー(汎用型以外)	コの字型の針を紙等に打ち込んでとじる、或は、針を使用せず紙同士をとじ合わせる道 具。	汎用型以外のもの(大型ステープラー、付加機能(フラットタイプ・軽と じタイプ・針収納タイプ・中とじタイプ等)を付したNo.10の針を使用する もの、針を使用しないもの)。	タッカー、電動タイプ、No.10の針を使用するハンディタイプのもの。
ステープラー針リムーバー	とじてあるステープラーの針を簡易に取り除く道具。		
連射式クリップ(本体)	紙をガイドに挿入し、連続してコの字型の再利用できるクリップを繰り出してとじる紙とじ 具。 (本体のみで、クリップは含まれない)		
事務用修正具(テープ)	各種筆記具、乾式複写機、プリンタ、タイプライタなどによって作成された描線、文字な どを隠ぺい、修正するために使用するテープ状の修正具。	修正カバーテープを含む。	事務用修正具(固形)、交換用テープ又はカートリッジ。
事務用修正具(液状)	各種筆記具、乾式複写機、プリンタ、タイプライタなどによって作成された描線、文字な どを隠ぺい、修正するために使用する液状の修正具[判断の基準は容器に適用]。		事務用修正具(固形)、補充液。
クラフトテープ	主に梱包等に用いる、紙をテープ基材として片面に粘着剤を塗布したテープ。	表面に文字が印刷してあるものを含む。	

特定調達品目名	品目の解釈(機能・用途・形態等)	特定調達品目となる範囲	特定調達品目とならない範囲
		製品例	製品例
粘着テープ(布粘着)	主に梱包等に用いる、布をテープ基材として片面に粘着剤を塗布したテープ。	表面に文字が印刷してあるものを含む。	
両面粘着紙テープ	紙をテープ基材として両面に粘着剤を塗布したテープ。		フィルム基材両面テープ、基材無し両面テープ。
製本テープ	製本を目的とした紙基材に粘着剤を塗布したテープ[判断の基準はテープ基材に適用]。	ホットメルト樹脂タイプ製本テープを含む。	布製本テープ。
ブックスタンド	机上等で本を立てて保管する際に横方向への倒壊を避けるための棚や仕切り。	複数枚の仕切りが一体化されたもの。 2枚の仕切りが一枚ずつ独立したもの(ブックエンド)。	書見台、原稿台。
ペンスタンド	机上等で筆記具等を立てて収納する容器。		ペントレー(トレイに含む)、筆入れ(箱)。
クリップケース	書類を挟んで止める金具(クリップ)を収納し、取り出しやすく工夫がしてある容器。		
はさみ	紙や布等を2枚の刃で挟むことにより切断する道具。		
マグネット(玉)	磁力を利用して金属製の壁等に書類等を固定するための円状のもの。	磁性体(磁石等)を樹脂等でカバーしたもの(注1)。 (ただし、磁性体の部分には文具類共通の判断の基準を適用しない。)	磁性体にクリップ機能を持ったカバーが付加されたもの マグネットフック、マグネットクリップ
マグネット(バー)	磁力を利用して金属製の壁等に書類等を固定するための棒状のもの。	磁性体(磁石等)を樹脂等でカバーしたもの(注1)。 (ただし、磁性体の部分には文具類共通の判断の基準を適用しない。)	磁石にクリップ機能を持ったカバーが付加されたもの。
テープカッター	セロファンテープ、PPテープ、梱包用テープ等を装着してカットする用具。	机上型、ハンディータイプ、テープ付を含む(使い捨てではないこと)。	電動テープカッター、カッター付小巻粘着テープ(使い捨て用)、粘着テープが主の簡易カッターつきテープ。
パンチ(手動)	主に紙に穴をあけるための手動の穴あけ器(穴の数を問わない)。		千枚通し。
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	書類や書籍のページをめくる際、滑り止めのために指先を濡らすための道具(スポンジ以外の保水手段を含む)。	モルトケース。	スポンジのみ。
紙めくりクリーム	書類や書籍のページをめくる際、指先の滑り止めのために塗布するクリーム[判断の基準は容器に適用]。		
鉛筆削(手動)	①送り装置をもち、ハンドルによってカッタを回転させ、鉛筆及び色鉛筆を削ることができる構造をもった削り器。 ②送り装置をもたず、手で保持した鉛筆及び色鉛筆を押し付けながら回転させて削ることのできる構造をもった携帯用ミニ削り器。		ホルダーしん削り器。
OAクリーナー(ウェットタイプ)	不織布等に洗浄液を含ませて容器に収納したOA機器(事務用機器)用清浄材[判断の基準は容器に適用]。	ウェットクリーニングティッシュ。	詰替え用等。
OAクリーナー(液タイプ)	洗浄剤を容器に収納したOA機器(事務用機器)用洗浄液[判断の基準は容器に適用]。	ボトルタイプ、スプレータイプ、ミストタイプ、泡タイプ等。	詰替え用等。
ダストブロー	ノズルから噴出される気体の風圧で、機器上に溜まった埃を吹き飛ばし、清掃するためのスプレー缶等の器具。		
レターケース	書類を保管するための複数の引き出しを装備した箱型の保管庫。机上・棚上で使用することを前提とする。		小物類の保管を前提にしたもの。 書類を立てて保管するもの、床置きを前提にしたもの。
メディアケース(CD・DVD・BD用)	CD、DVD及びBDなど各種メディアを収納するためのケース。	箱状のもの。 ブックタイプのもの。	
マウスパッド	マウスを使う際にマウス内のボールが的確に動くように敷くマット。また、光学式マウスの場合、誤作動防止のために敷くマット。		
OAフィルター(枠あり)	ディスプレイの前につけて、画面の映り込み、反射を防ぐとともに画面を保護するための器具。		
丸刃式紙裁断機	レールに装着された丸刃付きスライダーを下に押し付けスライドさせて、レールと台にはさまれた紙を裁断するタイプの紙裁断機。		
カッターナイフ	紙等薄いシート状の素材を切るための、1枚刃の鋭利な刃物。	片手で簡単に持ち運びができるハンディタイプのもの。	刃が台に固定されたまま断裁するもの。
カッティングマット	カッターナイフなどでカッティング作業を行う際、デスク・テーブルの天板などに傷がつかないように保護するとともに、カッティング作業を円滑にするために敷くマット。		

[illegible]

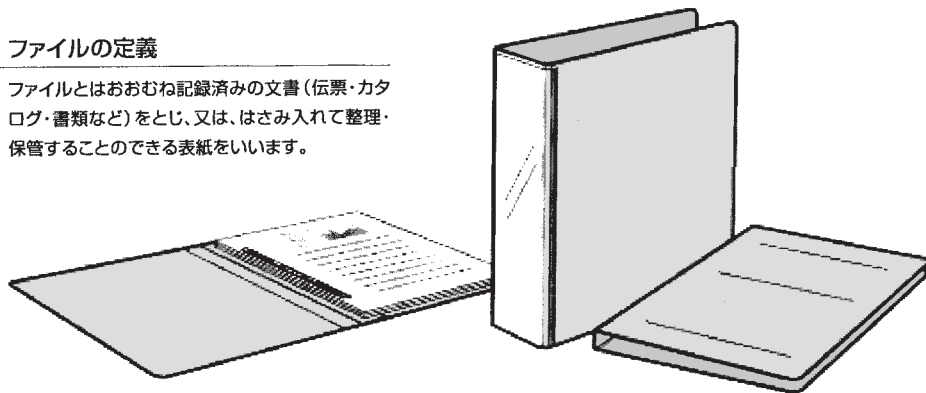
特定調達品目名	品目の解釈(機能・用途・形態等)	特定調達品目となる範囲	特定調達品目とならない範囲
		製品例	製品例
事務用封筒(紙製)	書類等を送付する際などに収容するためのもの。	クッション材入りのものを含む。	
窓付き封筒(紙製)	内容物に表示された宛名等が判読できるように、フィルム又は紙からなる窓がある封筒。		
けい紙	文字等を筆記するために何らかの罫線が印刷された用紙類。複数枚の紙の一辺が糊等で製本されたもの、又は複数枚の紙が袋等で束になっているものを含む。	レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ(無地含む)。 メモ帳(無地含む)、原稿用紙、伝票(会計票を含む)、便箋。	
起案用紙	文字等を筆記するために、起案用語などが印刷された用紙類。複数枚の紙の一辺が糊等で製本されたもの、又は複数枚の紙が袋等で束になっているものを含む。		
ノート	文字等を筆記するための用紙類で、糸とじ、金具とじ(らせんとじ、針金とじ、ツインリングとじ)、無線とじ製本等で表紙と用紙が固着されたもの。		バインダーノートはバインダーに該当。
パンチラベル	書類のとじ穴部分の補強、又は破損を防ぐために用いる裏面に粘着剤が塗布された小片の穴あきラベル。		
タックラベル	プリンタ出力や手書きにより記入できる、裏面に粘着剤が塗布されたラベル。	宛名用ラベル・タイトル用ラベル,OA用ラベル。	ラベル作成機で印字された、専用のテープ状ラベル。
インデックス	複数枚の書類や書籍のページ端に二つ折りにして貼り、目印とすることを目的とし、見出し記入ができるスペースをもち、裏面に粘着剤が塗布された小片のシート。		
付箋紙	裏面の一部分(又は全面)に再剥離タイプの粘着剤を塗布し、積層した見出し用紙・メモ用紙。	ロールタイプも含む。	
付箋フィルム	裏面の一部分(又は全面)に再剥離タイプの粘着剤を塗布し、積層した見出し用フィルム・メモ用フィルム。	ロールタイプも含む。	
黒板拭き	黒板にチョークで書かれた文字・図形などの消去に用いる用具。		
ホワイトボード用イレーザ	ホワイトボード上にホワイトボードマーカーで書かれた文字・図形などの消去に用いる用具。		交換用ホワイトボードイレーザ。
額縁	賞状や写真などを掲示するための装飾されたケース。		
ごみ箱	ゴミを入れておく箱。		灰皿。
リサイクルボックス	廃棄物の分別・保管を目的とし、資源の有効活用のために使われる容器・ボックス。	多段式、連結式を含む。	分別を目的としないもの。
缶・ボトルつぶし機(手動)	軽く足などでプレスすることにより、空き缶やペットボトルを減容するもの。		
名札(机上用)	個人名や社名などを主に机上で表示するもの、又はそのためのケース。		
名札(衣服取付型・首下げ型)	個人名や社名などを表示して身につけるためのケース。	安全ピンやクリップで衣服に留めるタイプ。 首から吊り下げるタイプ。 部品売りしている場合は、各部品も対象とする。	
鍵かけ(フックを含む)	鍵を掛けることを目的とした、壁面用または収納用の簡易なフック・ハンガーの類。但し、扉付きの収納什器としてのキーケースは、機器類(オフィス家具)の品目分野とし、文具類の対象ではない。	鍵用のフック(単体タイプ、接続タイプ、複数一体型)。	保管什器としての扉付キーケース(機器類に該当)。 ※(一社)日本オフィス家具協会手引書参照。
チョーク			
グラウンド用白線			
梱包用バンド			

(注1)磁性体とは、一般的に磁場内で磁化する物質のことであるが、この手引においては特に外部磁場が無くても自ら磁力を持つ材料を示し、磁性体を含有させている部品全体を磁性体と表現する。

3. ファイル、バイダーの形式と名称

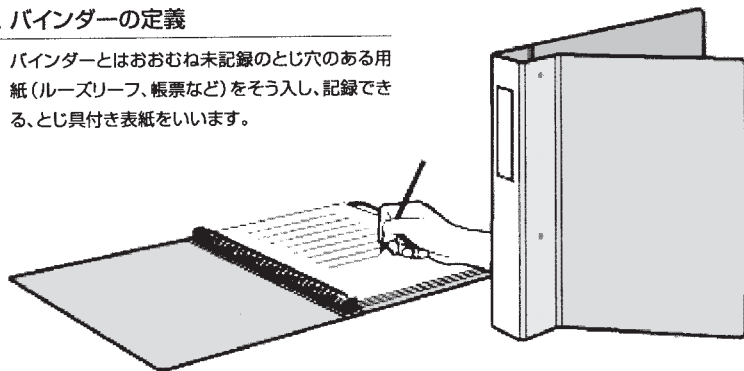
1. ファイルの定義

ファイルとはおおむね記録済みの文書（伝票・カタログ・書類など）をとじ、又は、はさみ入れて整理・保管することのできる表紙をいいます。



2. バインダーの定義

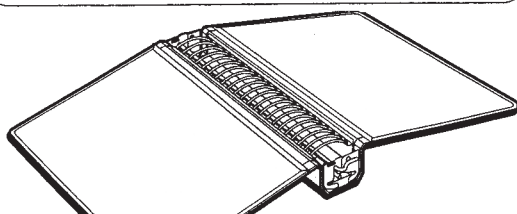
バインダーとはおおむね未記録のとじ穴のある用紙（ルーズリーフ、帳票など）をそう入し、記録できる、とじ具付き表紙をいいます。



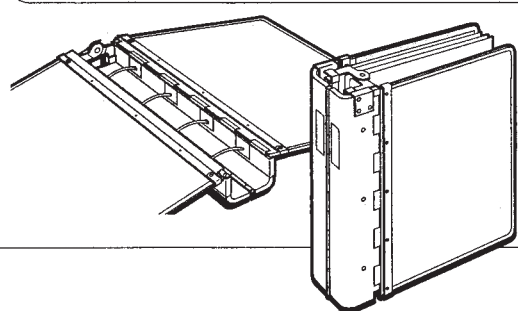
● MP バインダー

多穴式で円弧状のくしが左右交互に中身用紙を刺し通す方式です。

MP（マルチブロング）バイダー



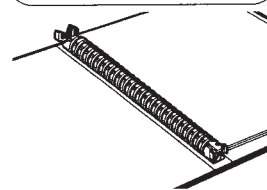
MP（背メタル）バイダー



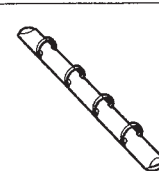
● リングバイダー

半円状のくしが中央でかみ合う方式です。とじ厚さはリングの内径で呼称します。

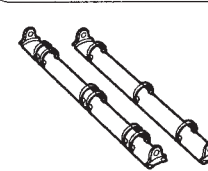
X式



平てこ式

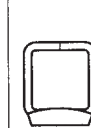


立ててこ式



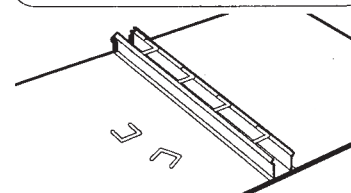
てこなし



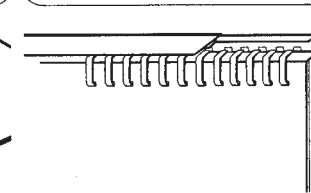
リング形式	真円型	ダ円型	D型	変形D型	角型
					
取付位置					

● その他のバイダー

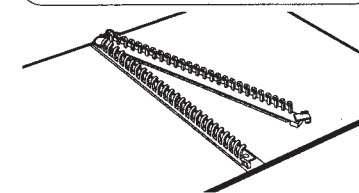
コガネ式



スライド式

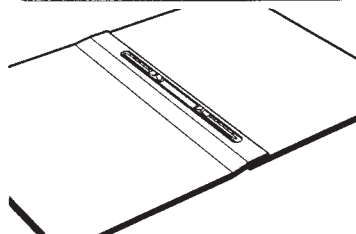


横開き式

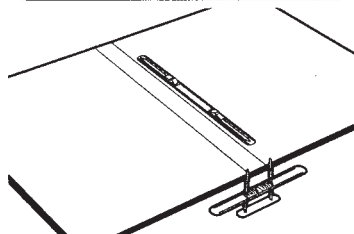


● 穴をあけてとじるファイル

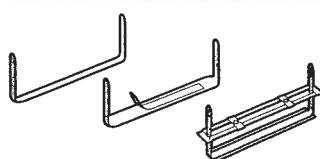
フラットファイル



レターファイル

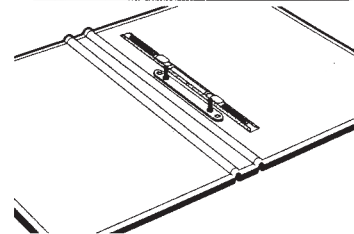


ファスナー

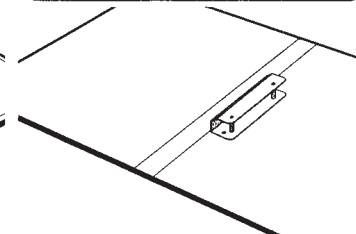


※ファスナーはとじ具のみで販売されています。

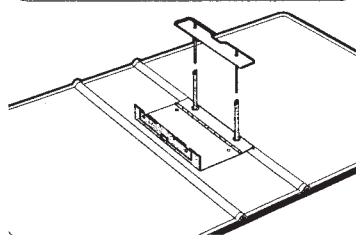
スプリングファイル



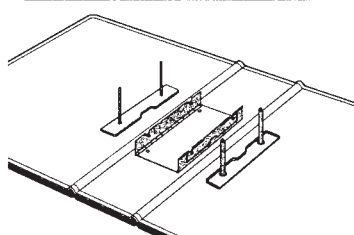
キャップ式



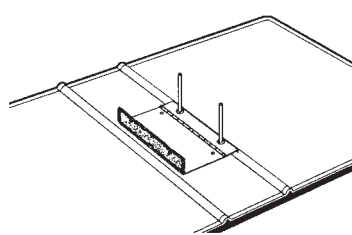
パイプ式(片開き)



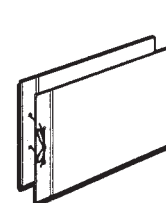
パイプ式(両開き)



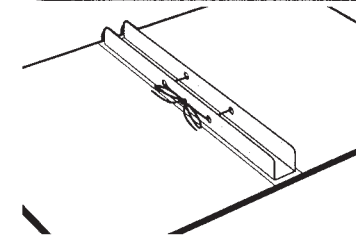
スタンド式



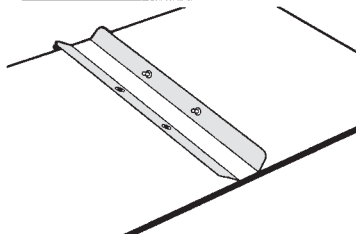
とじこみ表紙



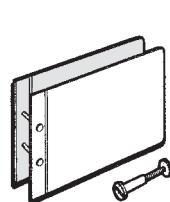
パッチファイル



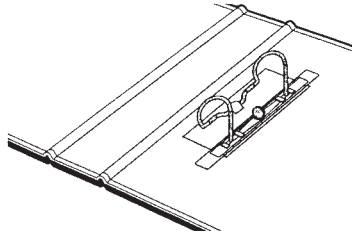
ホック式ファイル



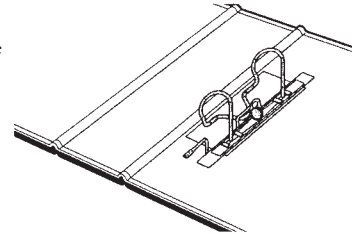
ビス式ファイル



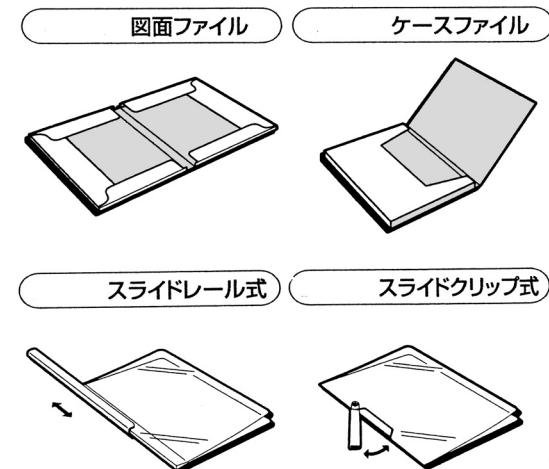
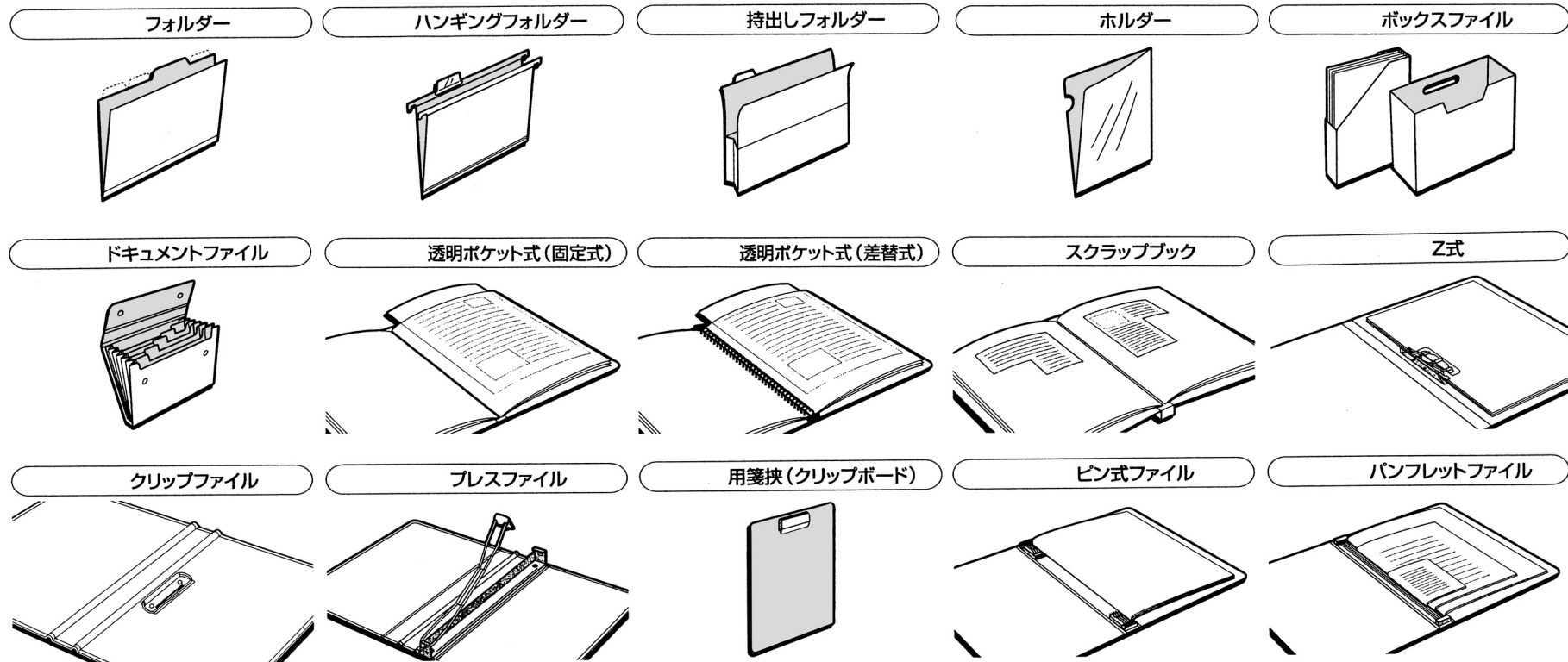
スモールファイル



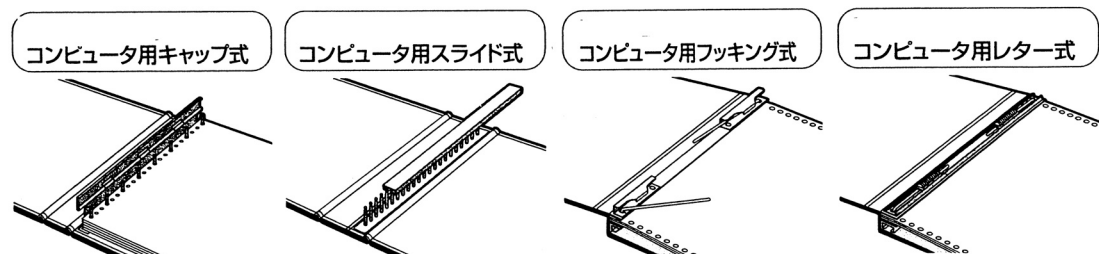
A-Zファイル



● 穴をあけずにとじるファイル



● コンピュータ用データファイル・バインダー



【資料提供・協力】

日本ファイル・バインダー協会 / Tel. 東京 03-3861-4981
〒111-8611 東京都台東区柳橋 1-2-10 東京文具共和会館 7F

※ファイル、バインダーについては、同協会の「ホームページ」で詳しく紹介。

4. 参考

(1)印刷用紙に係る判断の基準等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針「2. 紙類」の「(1) 品目及び判断の基準等」より引用。)

【印刷用紙】

塗工されていない印刷用紙	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
塗工されている印刷用紙	

- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 4 「総合評価値」とは備考5に示される Y1又は Y2の値をいう。
「指標値」とは、備考5に示される x1,x2,x3,x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される x5,x6の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、備考5の y1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。
- 5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。
$$Y1 = (y1 + y2 + y3) + y4$$
$$Y2 = (y1 + y2 + y3) + y5$$
$$y1 = x1 - 10 \ (60 \leq x1 \leq 100)$$
$$y2 = x2 + x3 \ (0 \leq x2 + x3 \leq 40)$$
$$y3 = 0.5 \times x4 \ (0 \leq x4 \leq 40)$$
$$y4 = -x5 + 75 \ (60 \leq x5 \leq 75, \ x5 < 60 \rightarrow x5 = 60, \ x5 > 75 \rightarrow x5 = 75)$$
$$y5 = -0.5 \times x6 + 20 \ (0 < x6 \leq 10 \rightarrow x6 = 10, \ 10 < x6 \leq 20 \rightarrow x6 = 20, \ 20 < x6 \leq 30 \rightarrow x6 = 30, \ x6 > 30 \rightarrow x6 = 40)$$

Y1,Y2及び y1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6は次の数値を表す。
Y1(塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値):y1,y2,y3,y4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値
Y2(塗工されている印刷用紙に係る総合評価値):y1,y2,y3,y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値
y1:古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
y2:森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
y3:その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
y4:白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。))には適用しない。)
ファンシーペーパー又は抄色紙であつて、印刷に係る判断の基準(「印刷」参照)
y5:塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
x1:最低保証の古紙パルプ配合率(%)
x2:森林認証材パルプ利用割合(%)
$$x2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x3:間伐材等パルプ利用割合(%)
$$x3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x4:その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)
$$x4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x5:白色度(%)
白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)

は加点対象とならない。

x6:塗工量(g/m²)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

- 6 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイト公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 8 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠して行うものとする。
- 9 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。
- なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

(2)古紙及び古紙パルプ配合率(環境物品等の調達の推進に関する基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」より引用。)

古紙及び古紙パルプ配合率：各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であつて、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。)
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者加工を行わせる場合に発生するものであつて、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は古紙として取り扱う。)
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク)。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの(いわゆる「仕込損紙」)。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類(平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 175 号)の中分類に掲げる「紙製造業(142)」であり、小分類の「洋紙製造業(1421)」「板紙製造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」及び「手すき和紙製造業(1424)」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 193 条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の各項に定めるものをいう。

【古紙パルプ配合率の定義】

古紙パルプ配合率＝$\frac{\text{古紙パルプ}}{\text{(バージンパルプ＋古紙パルプ)}} \times 100(\%)$ パルプは含水率10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。
--

グリーン購入法〈文具類〉の手引

〈初 版〉 平成15年2月発行

〈第18 版〉 令和 3年2月発行

[発行]一般社団法人 全日本文具協会

〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-3-14

東京文具工業健保会館 1 階

TEL. 03-5687-0961 FAX. 03-5687-0340